

令和 8 年 9 月通常会議 施設常任委員会

議案第 1 2 3 号

大津市水道事業、下水道事業及びガス事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について



令和 8 年 9 月 1 8 日

改正箇所及び改正理由

1 下水道事業における計画処理人口の改正 (条例第2条第3項)

【改正理由】

「大津市公共下水道事業計画」（以下「事業計画」という。）の変更に伴い、条例で規定する計画処理人口を改める。

【改正内容】

計画処理人口について、「325,400人」から「333,400人」に変更

※令和10年度を目標年度とした計画処理人口325,400人から

令和14年度を目標年度とした計画処理人口333,400人に変更

2 施行日

下水道事業に係る改正・・・公布日

3 事業計画の変更概要について（１）

① 事業期間の延伸

計画目標年度を令和１４年度に延伸

事業期間：（旧：令和１１年３月３１日⇒新：令和１５年３月３１日）

② 計画処理人口の見直し

国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口を反映し、
令和１４年度を目標年度とした計画処理人口へ見直し

③ 予定処理区域の変更

事業進捗に伴い、湖南中部処理区及び湖西処理区の区域を拡大
（事業：工業用地、グランピング施設 等）

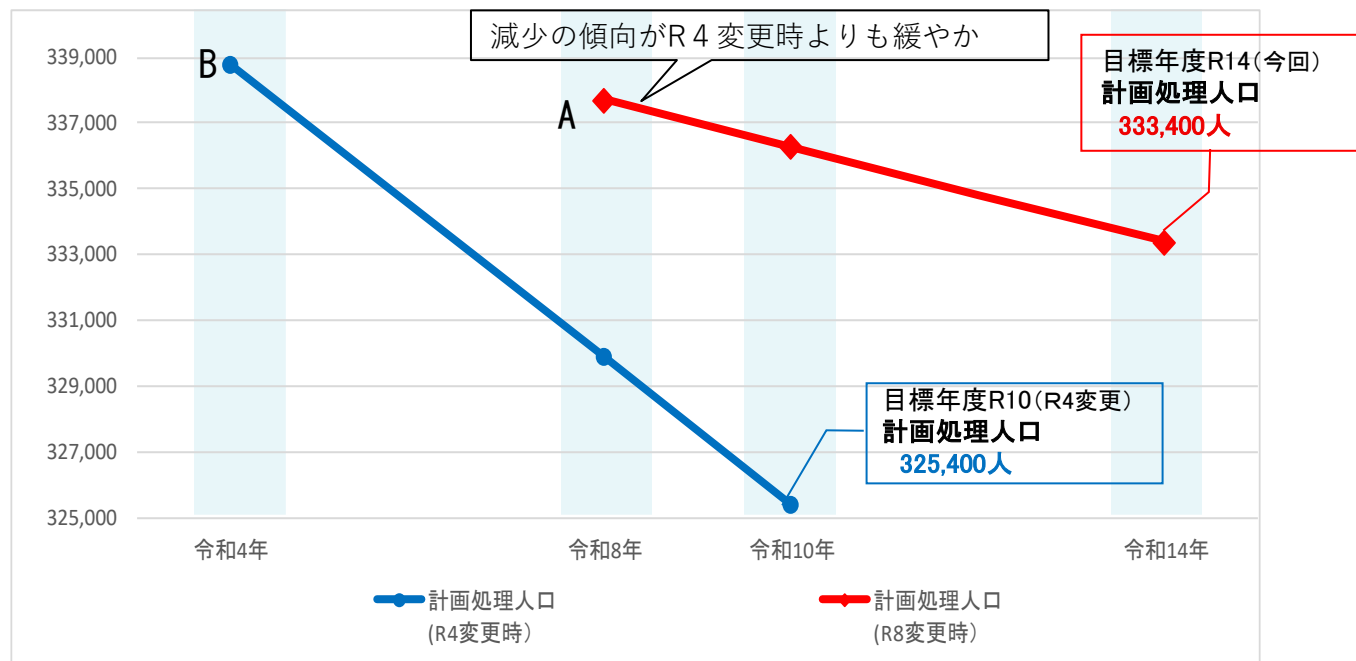
④ その他下水道法の改正に伴う変更等

3 事業計画の変更概要について（2）

計画処理人口の見直し

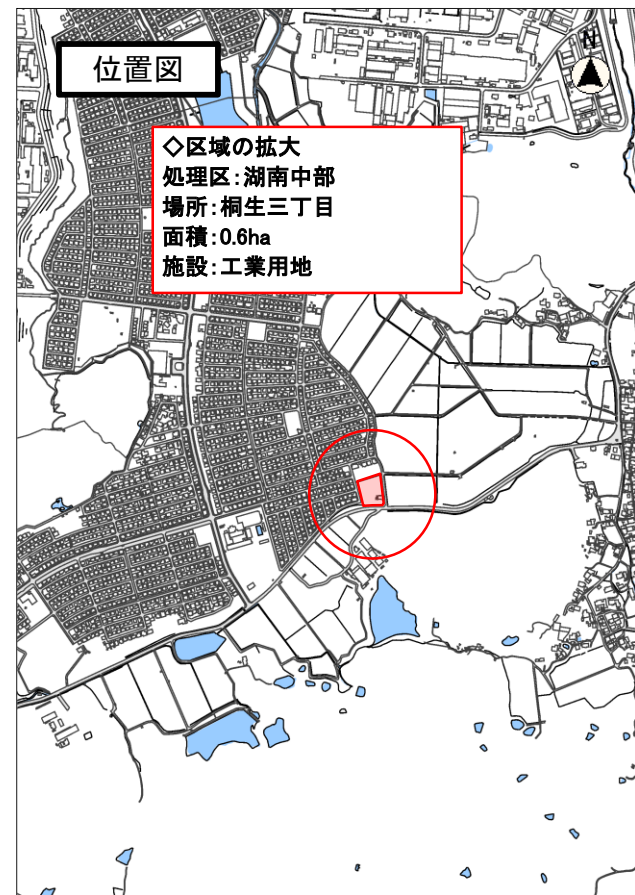
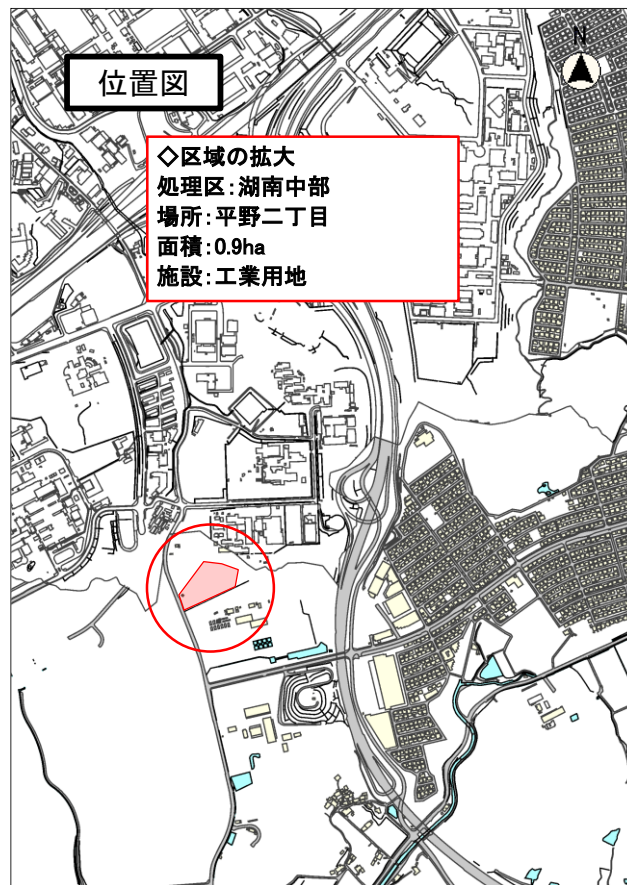
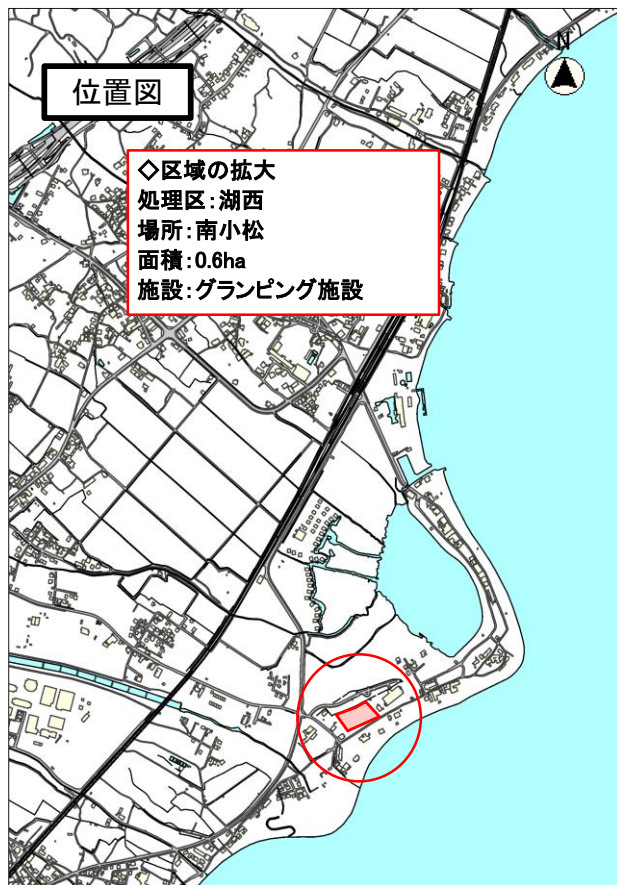
計画処理人口の試算 （国立社会保障・人口問題研究所による将来推計人口を反映）

		令和4年度	令和8年度	令和10年度	令和14年度
A	計画処理人口 (R8変更時)	—	337,704	336,269	333,400
B	計画処理人口 (R4変更時)	338,756	329,852	325,400	—



3 事業計画の変更概要について（3）

予定処理区域の主な変更箇所



【参考】 条例 新旧対照表

改正前	改正後
(経営の基本) 第2条 (略) 2 (略) 3 下水道事業の予定処理区域、計画処理人口及び処理能力は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 計画処理人口 325,400人 (3) (略)	(経営の基本) 第2条 (略) 2 (略) 3 下水道事業の予定処理区域、計画処理人口及び処理能力は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 計画処理人口 <u>333,400人</u> (3) (略)